ひとり親家庭大学生等奨学給付金 よくあるお問い合わせ

・申請について

**Q1. 「申請者」とは誰を指しますか？**

A1. 大学・専門学校等に入学・在学している方を指します。

**Q2. 以前に当該奨学金を受給したことがありますが、再度申請できますか？**

A2.　本奨学金は、１回のみの給付となります。既に当該奨学金を受給したことがある方が申請された場合は、不認定となります。

**Q3. 通っている大学・専門学校等が申請要件に該当する学校かどうかわかりません。**

A3.　学事課にて審査を行います。入学・在学している大学・専門学校等が当制度に該当するかどうかが不明な場合は、学事課までご連絡ください。

**Q4. 申請は郵送でも可能ですか？**

A4. 郵送でも受け付けています。

**Q5.　遺族年金を受給していますが、申請可能ですか？**

A5 遺族年金を受給されている方については、居住年数や所得要件など一定の条件を満たせば、申請可能です。申請にあたっては、申請書兼口座振込依頼書と学生証の写し、課税証明書、日本年金機構からの「（遺族年金）年金額通知書」など遺族年金を受給していることがわかる書類を教育委員会 学事課へ提出してください。

**Q6.　申請書の「家族等構成」には誰を記入すればいいですか？**

A6.　別居している方を含めて、生計をともにしている方全員を記入してください。

**Q7.　現在、離婚協議中で別居していて児童扶養手当は受給していませんが、ひとり親家庭状態です。申請可能ですか？**

A7. 学事課にて申請時点の世帯構成や、保護者の所得状況等を確認のうえ、総合的に判定します。申請前に教育委員会 学事課までお問い合わせください。

申請書兼口座振込依頼書、学生証の写し、課税証明書に加えて「離婚協議中であることを証明する書類」（弁護士への相談記録等）の提出をお願いする場合があります。

・振込について

**Q1. 振込口座は、保護者の口座でも良いですか？**

A1. 「申請者ご本人の口座」または「保護者の口座」のどちらか１つを選択できます。